

優先業種の登録方法について

工事（設計、測量、地質調査を含む）の入札参加資格を承認され、豊島区を申請自治体として選択した事業者様は、下記の手順により「優先業種登録」の入力を必ず行ってください（申込業種が一つであっても、入力をお願いします。）。

優先業種登録をしていない場合、入札参加条件に優先業種登録をしている条件設定がある場合に、入札に参加できなくなりますのでご注意ください。

- ① 資格審査の承認後、資格審査受付にログインし、「工事トップページ」画面より、「2. その他情報の登録について」を選んでください。



② 「4. 自治体個別情報」を選択してください。



③ 自治体選択で「豊島区」を選択してください。



※画面イメージのため、入力する内容と表示されている内容は異なります。

④ 「豊島区自治体情報一覧」の「1」の「変更」ボタンをクリックしてください。



※画面イメージのため、入力する内容と表示されている内容は異なります。

⑤ 「自治体個別情報変更」の「変更後」欄に優先業種を選択し、「業種コード・業者名」を入力してください（例1：建築工事を優先登録する場合→07・建築工事。例2：道路舗装と一般土木で優先登録する場合→01 道路舗装 06 一般土木）。

※設計、測量、地質調査含む工事の申込業種が2つ以上の場合、優先業種を1つ選択してください。ただし、次の業種に限り、2業種の優先登録が可能です。

- (ア) 「01 道路舗装工事」と「06 一般土木工事」
- (イ) 「09 給排水衛生工事」と「10 空調工事」
- (ウ) 「37 一般塗装」と「92 樹脂塗装」
- (エ) 「74 道路標識設置」と「75 道路表示塗装」



※画面イメージのため、入力する内容と表示されている内容は異なります。